

甲賀市観光誘客キャンペーン

甲賀市観光応援クーポン券発行事業概要(Q & A)

【 全般（利用者向け） 】

Q 1 事業目的は？

A 1 新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている観光関連事業者を応援するため、市内宿泊者に対し、飲食店や土産物店等で利用できるクーポン券を配付し、地元での消費喚起を促します。

Q 2 配布の対象者は？

A 2 市内指定宿泊施設を利用した宿泊者となります。
県内、県外居住地の制限はありません。
ただし、宿泊料金が発生しない小人（子ども）は対象外となります。

Q 3 クーポン券の配布額は？

A 3 宿泊者1人1泊につき2,000円分(500円×4枚の1セットクーポン)となります。
回数制限はなく、連泊の場合も対象とし、2泊なら4,000円分、5泊なら10,000円分の配布となります。

Q 4 クーポン券の発行数や配布期間は？

A 4 発行数は50,000組となります。
配布期間は令和4年4月1日からを予定しています。各宿泊施設において、50,000組のクーポン券が配布され次第終了となります。

Q 5 クーポン券を配布する指定宿泊施設はどこですか？

A 5 甲賀市観光まちづくり協会、または信楽町観光協会のホームページをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。

指定宿泊施設は、甲賀市観光まちづくり協会、または信楽町観光協会から募集を行い、事前に登録いただきます。

募集の対象は、「旅館業法第3条第1項に基づく営業許可のある市内の旅館、ホテル、簡易宿所/民泊、住宅宿泊事業法登録施設」となります。

※指定宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業として同法第3条第1項に規定する県知事の許可を受けている者(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。)のうち、クーポン券を配付することができる事業者として登録されたものをいう。

Q 6 クーポン券を利用できる店舗（利用可能店舗）はどこですか？

A 6 甲賀市観光まちづくり協会、または信楽町観光協会のホームページをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。

利用可能店舗は、甲賀市観光まちづくり協会、または信楽町観光協会から募集を行い、事前に登録された観光関連事業者とします。

なお、利用可能店舗の登録要件は、市内に店舗を有し、必要な許認可等を受けて事業を営んでいることを前提に、各種要件を設定しています。

(参照Q14)

Q 7 クーポン券は宿泊施設の宿泊料として利用できますか？

A 7 宿泊料としての利用はできません。

ただし、利用可能店舗として登録いただく宿泊施設において、宿泊料金以外の追加で注文される飲食物やお土産等にはご利用いただけます。

Q 8 クーポン券は何に使えますか？また、使えない物がありますか？

A 8 クーポン券が使える物としては、観光関連事業者（市内飲食店、土産物店、タクシー業等）が取り扱う飲食物やお土産物、観光施設の入館料、タクシー代等を想定しています。

クーポン券が使えない物としては、宿泊料金、税、公共料金、金券、印紙、プリペイドカード、たばこ（電子たばこ含む）等です。（別紙1参照）

なお、寺社仏閣における拝観料やお守り代、宝物館入館料などについて、寄附にあたるものは利用できません。寄附にあたるか否かは、それぞれの寺社仏閣でご判断ください。

Q 9 クーポン券の利用期間はありますか？

A 9 クーポン券の利用できる期間は令和4年4月1日～令和4年12月31日までです。

Q 10 クーポン券の現金引換えはできますか？

A 10 現金との引き換えはできません。

Q 11 クーポン券の使用に金額制限はありますか？また、つり銭は支払われますか？

A 11 「〇〇円以上のお買い物につき、1枚使用」などといった制限はありません。ただし、つり銭は支払われません。

Q 12 新型コロナウイルス感染症が第7波、第8波と発生した時は？

A 12 感染状況を鑑みながら、制度の延期等を視野に入れ、対応してまいります。

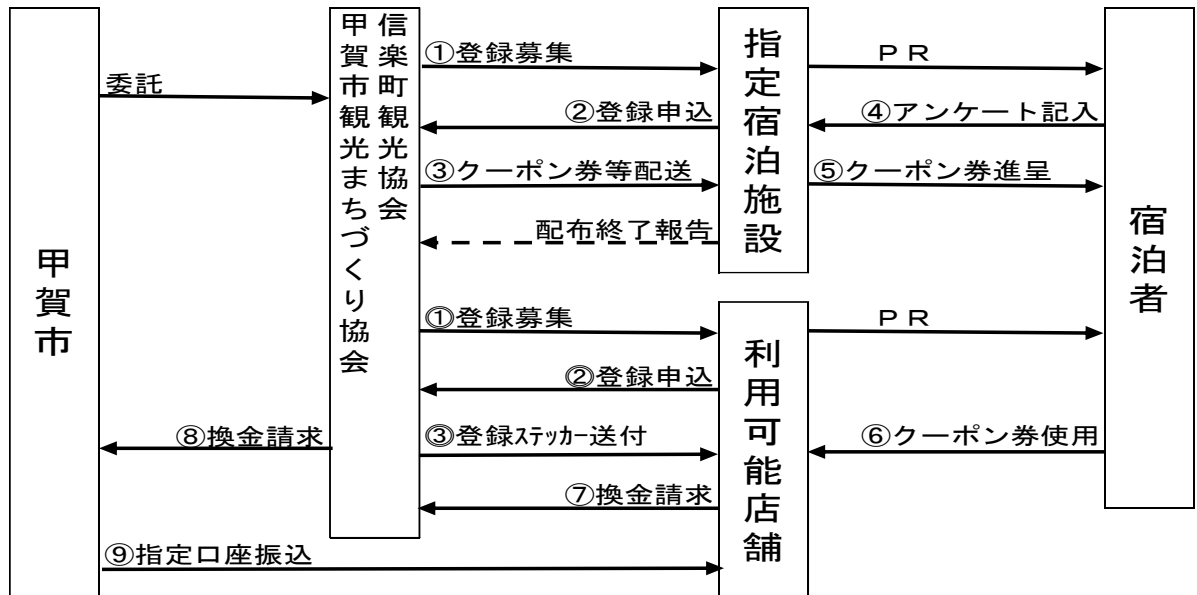
【 指定宿泊施設・利用可能店舗向け 】

Q13 実施主体は？

A13 実施主体は市となりますが、(一社)甲賀市観光まちづくり協会へ業務委託し、また、信楽町観光協会にも事業協力をいただきます。

市は、甲賀市観光まちづくり協会、または信楽町観光協会を通じて報告、換金請求を受け、利用可能店舗への支払いを行います。

下図を参考にしてください。



Q14 クーポン券を利用できる店舗（利用可能店舗）の登録要件は？

A14 市内に店舗を有し、必要な許認可等を受けて事業を営んでいる観光関連事業者であり、以下のいずれかに該当している事業者とします。

観光関連事業者 (市内飲食事業者を除く)	市内飲食事業者
① 甲賀市観光まちづくり協会、または信楽町観光協会、その他市長が同等と認める観光関係団体の会員が経営していること。(新規入会者も登録可能) (※) ② 市内の観光入込客数調査の調査対象施設事業者であること。	① 市内に本店（本店登記もしくは住民登録）を有している事業者が経営していること。 ② 甲賀市観光まちづくり協会、または信楽町観光協会、その他市長が同等と認める観光関係団体の会員が経営していること。(新規入会者も登録可能) (※)

(※) その他市長が同等と認める観光関連団体とは、当市の地場産業に関する信楽陶器工業協同組合、信楽町陶器卸商業協同組合、信楽料理旅館飲食業組合、信楽商店協同組合、甲賀調理師会、甲賀ホテル旅館組合、土山町茶業協会、信楽町茶業協会、滋賀県茶商業協同組合、土山漁業協同組合等です。

Q15 指定宿泊施設・利用可能店舗の登録申込に必要なものは？

A15 登録申込必要書類は以下の通りです。

指定宿泊施設	利用可能店舗	
	観光関連事業者 (市内飲食事業者を除く)	市内飲食事業者
・「甲賀市観光応援クーポン券」指定宿泊施設登録申込書兼誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・「甲賀市観光応援クーポン券」利用可能店舗登録申込書兼誓約書 ・必要な許認可等を受けていることが分かる書類 ・市内観光協会会員以外の方は、所属されている団体の会員であることがわかる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・「甲賀市観光応援クーポン券」利用可能店舗登録申込書兼誓約書 ・必要な許認可等を受けていることが分かる書類 ・市内に本店登記もしくは住民登録があることがわかる資料（確定申告の写し、商業登記簿謄本の写し、住民票の写し等）、もしくは団体の会員であることがわかる書類

Q16 指定宿泊施設や利用可能店舗の登録申込に料金は発生する？

A16 登録申込は無料です。

Q17 指定宿泊施設の登録後の流れは？

A17 登録いただいた指定宿泊施設の事業者のみなさまには、令和4年3月中旬以降に説明会を開催予定です。

クーポン券や登録ステッカー、ポスターやチラシ等について、説明会でお渡しします。

Q18 利用可能店舗の登録後の流れは？

A18 登録いただいた利用可能店舗のみなさまには、令和4年3月中旬以降、登録ステッカーやポスター、手引書を送付します。

Q19 指定宿泊施設・利用可能店舗等の広報は？

A19 指定宿泊施設・利用可能店舗のリストを作成し、指定宿泊施設でのクーポン券配布時に、宿泊者に配布するほか、市ホームページや観光協会のホームページに掲載します。

利用可能店舗のリストについては、登録申込受付期間を過ぎて申込があった場合は、刷新はしません。市ホームページや観光協会のホームページのみでの更新・掲載となります。

なお、クーポン券に掲載されている二次元コードを読み取ることで、利用可能店

舗を確認いただけます。

指定宿泊施設や利用可能店舗のみなさまにおかれましても、クーポン事業について広くPRをよろしくお願いします。

Q20 クーポン券の換金期間と、換金場所、換金手続きは？

A20 換金期間は、令和4年5月1日～令和5年2月28日までです。

換金場所は、甲賀市観光まちづくり協会事務所（甲賀市甲南町野田810番地）、または信楽町観光協会事務所（甲賀市信楽町長野1203番地）です。

換金手続きは、使用済みのクーポン券裏面に店舗名・使用日を記入し、「換金請求書」に使用済みクーポン券を添えて、各観光協会へ提出ください。

Q21 クーポン券の換金支払は？

A21 甲賀市観光まちづくり協会、または信楽町観光協会が換金請求を受領した日（請求日）より、30日以内に市からご指定の口座にお支払いします。

なお、換金期限である令和5年2月28日を過ぎた場合は、市へご相談ください。

別紙 1

クーポン券の利用対象とならないもの

- ・ 国税、地方税、公共料金料等の支払い（税金、水道料金、保険料等）
- ・ 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、宝くじ、乗車券、切手、はがき、印紙、電子マネーのチャージ、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・ たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 3 号に規定する製造たばこの購入（電子たばこや加熱式たばこを含む。）
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・ 土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車料金（一時預りを除く。）等の不動産に関わる支払い
- ・ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和 4 年 12 月 31 日以降となるもの
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ、その他金融商品
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業に要する支払い
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ その他甲賀市又は、各利用可能店舗が指定するもの